

第4章 自治会・町内会のよくあるQ&A

目 次

【組織について】

- Q1 自治会と町内会は違うのですか？
- Q2 規約とはどんなものですか？
- Q3 転入者などに加入を断られて困っています。どうすればいいですか？
- Q4 加入のメリット（住民にとってプラスになること）について、どのように説明すればいいですか？

【運営について】

- Q5 会長を引き受ける人がいなくて困っています。どうすればいいですか？
- Q6 後継者育成への取り組みは、どのようにすればいいですか？
- Q7 会費を納入してくれない人がいて困っています。どうすればいいですか？
- Q8 会費の中に各種募金等を含んだ額を徴収してもいいですか？
- Q9 トラブルを市で解決してもらいたいのですが、市では自治会・町内会の指導はできないのですか？
- Q10 活動での困りごとは、どうしたらいいですか？
- Q11 事務量が多くて困っています。何かいい方法はありませんか？

【市やその他団体との関係について】

- Q12 完全任意な組織といいながら、なぜ市は、決算書の提出を求めるのですか？
- Q13 自治会・町内会事務委託とはどのようなものですか？
- Q14 回覧文書が多くて困っています。
- Q15 会長が変更になった場合の手続きについて教えてください。
- Q16 市に提出する補助金申請の書類が多くて困っています。
- Q17 地域コミュニティ協議会との関係について、どのように住民に説明すればいいですか？
- Q18 市からの依頼のほかに、自治会・町内会に依頼されるものとして、どんなものがありますか？

【その他】

- Q19 ゴミ出しや除雪、買い物、電球交換など、日常生活のちょっとした困りごとを抱えている人がいます。地域で支援したいがどうしたらよいですか？また、地域の茶の間を立ち上げたいがどうしたらよいですか？

【組織について】

Q1 自治会と町内会は違うのですか？

同じものです。現在、新潟市内には自治会・町内会が、約 2,000 団体あります。その多くは「自治会」や「町内会」という名称を使っていますが、「～会」などという名称の団体もあります。

Q2 規約とはどんなものですか？

規約とは、活動を行う団体などの自主的なルールを文書で示したものです。基本的なルールがあると団体として活動しやすいことから、自治会・町内会をはじめ、NPO やボランティア団体でも、そのルールを会則や規約などの形に定めている場合が一般的です。

自治会・町内会の中には、ルールなどが慣習によって決められていて、明文化されないところもあります。それもひとつの自主ルールのあり方ですが、住民意識の高まりもあるため、規約などがあった方が、活動のやりやすさの点において好ましいといえるでしょう。

※参照 西区役所ホームページ | 資料編（2～7 ページ）

Q3 転入者などに加入を断られて困っています。どうすればいいですか？

自治会・町内会は、「地縁に基づく任意団体」であり、地域に住む人たちの自由な意志によって結成された団体であることから、加入の強制はできません。

しかしながら、自治会・町内会は、生活に一番身近な自治組織で、「住みよい地域をつくっていくこと」を目的に、住民同士の交流を進めている団体ですので、そのことを相手の方に伝えてみてはどうでしょうか。団体の目的や活動内容等について説明し、理解を得ていただくよう努めてみてください。

また、他地域からの転入者だけでなく、既に参加している人の中でも、自治会・町内会が作られた目的や、こういった活動をしている団体なのかわからないという人もいます。団体内の透明性をより高めるためにも、会報を作成し、回覧などにより、行事や活動を積極的に広報していくことが大切です。

※なお、事情により自治会に参加されない方・退会される方へ、以下のように別途対応している事例もございます。

- ・清掃当番や利用料を負担することで、自治会のごみ集積場の利用を認める。
- ・自治会費の代わりに、防犯灯の維持管理や除雪などの共益費を徴収する。

Q4 加入のメリット（住民にとってプラスになること）について、どのように説明すればいいですか？

自治会・町内会に入ること、次のようなメリットが考えられます。

- ・地域の中に顔見知りができ、言葉をかけ合える関係が生まれる。
- ・いざという時に声をかけ合い、助け合える関係が生まれる。
- ・地域の中で生きがいや楽しみを見つけることができる。
- ・会員が増え、活動が活発になることで、より暮らしやすいまちになる。

自治会・町内会の活動の先には、安心して安全な地域社会があります。地域の中で一人ではないという安心感を生み出す場として存在する団体と考えることもできます。地域の中に一人も声をかける人、かけてくれる人がいないとしたら…と想像してみてください。

住民から「自治会・町内会なんて何をしているかわからない、なんだか面倒だ」「自治会・町内会なんて私には関係ない」などの話があったら、次のように説明してみてください。

【参考】…皆さんが夜でも安心して帰れるように、防犯灯を設置し、夜道を明るく照らしています。

…ごみステーションの設置や、清掃活動を行い、地域の美化に努めています。

…市役所が除雪する道路以外の地域の除雪について、経費を負担し、業者に依頼して除雪を行っています。

…回覧板や会報を通じて、近所の道路工事の予定や防犯に関する情報をいち早くお知らせし、生活に役立ててもらっています。

自治会紹介チラシのフォーマットを提供します！

「新しく引っ越して来た人などに自治会のことを説明できる資料があるといいな」という声にお応えし、地域課で作成したチラシを提供します。

★チラシ原本 1 部提供します。

★新潟市ホームページからダウンロードも可能です。

新潟市トップページ＞西区＞西区の取り組み＞

自治会・町内会＞自治会・町内会長様へのご案内

★印刷やコピーは各自治会でお願いします。

リンクはこちら↓



【運営について】

Q5 会長を引き受ける人がいなくて困っています。どうすればいいですか？

会長の選出方法や任期は自治会・町内会ごとに異なり、会長職を引き受けやすいように、団体によって様々な工夫をしています。

- ・仕事を分担するなど、会長の負担を軽減する。
- ・会長職を加入世帯に順番に回すなど、役職を順番に経験するように決める。
- ・会長の任期制（2期4年など）や定年制を設ける。
- ・会長や副会長の交代時期をずらしたり、副会長を複数選出したりするなど、役員の総入れ替えを防ぐ。
- ・事務員を雇って役員の作業負担を減らす。

団体の規模や活動内容、地域の実情に沿って、役員の選出方法や任期について、地域で話し合ってみてはどうでしょうか。

Q6 後継者育成への取り組みは、どのようにすればいいですか？

若い世代が自治会・町内会活動へ参加しやすい環境を整えるために、以下のことを心がけてみましょう。

- ・会合や行事日程を、若い世代が参加しやすい曜日や時間に設定する。
- ・仕事を分担して、1人当たりの負担を軽減する。
- ・様々な世代が参加できるイベントを企画して、活動へ参画してもらう。
例） 親睦会と避難訓練を一緒に行う。

多数の会員が自治会・町内会活動にかかわりやすいよう、以下のことを心がけてみましょう。

- ・年齢、性別等のバランスのとれた役員構成となるよう努める。
（多様な人材が役員を務め、様々な立場からの意見が交わされることで、活性化につながっていく。）
- ・一役員による複数役職の兼務を避けるよう努める。
（多くの住民から、役員を務めてもらうことにより、みんなが参加する開かれた団体になる。）
- ・規約で役員の任期を適切に定める。
（一定期間で役員交代していくことで、役員メンバーの新陳代謝を高め、新たな考え方、やり方を取り込んでいくことができる。）

Q7 会費を納入してくれない人がいて困っています。どうすればいいですか？

自治会・町内会の会費は、地域の皆さんで話し合いのうえ決める（決めた）ものであり、団体ごとに会費の額や徴収方法は異なっています。

他の地域から転入された方から「会費が高い」などの意見が出た場合や、会費を納入してもらえない場合には、会費がどういったことに使われているのか内訳を説明するなどして、理解が得られるように努めてください。また、アパート等の集合住宅に入居している人の会費は、アパートの管理者等に相談するのも一つの方法です。

一方で、会費の額について定期的に地域の皆さんで話し合う場を設けることも、考えてみてはどうでしょうか。

Q8 会費の中に各種募金等を含んだ額を徴収してもいいですか？

自治会・町内会によっては、会費以外に各種募金、氏子会費などをいただいているところもありますが、これらの徴収に関する意見等が寄せられています。

募金は任意であり、強制力を伴わないものです。会員から疑義の声が上がるようでしたら、集め方等について総会や役員会で話し合ってください。

また、氏子会費の集め方はこれまでの慣習で取り組んでいる面がありますが、会員から疑義の声が上がるようでしたら、自治会・町内会の総会や役員会で話し合ってください。氏子会費の集め方も自治会・町内会費とは別に、会計を設けて氏子で管理し、個別に会費を徴収するなど、地域の実情に応じた一番良い方法について話し合ってください。

＊事例＜寄せられた意見等＞

- ・回覧版をまわして募金や会費を集めるのはおかしい。
- ・募金は任意であるはずなのに、最初から自治会・町内会費の中に募金が含まれていて、強制的に徴収するようになっている。
- ・募金袋に氏名や金額を記入する欄があり、誰がいくら募金したかわかるような方法は見直してほしい。
- ・回覧版で氏子会費を集金している。集め方について意見を言うと、異端視される。

【参考】

■氏子会費に関する裁判事例（H14.4.12 判決）

- ・神社が宗教性を持つことは否定できない。
- ・自治会及び町内会は自治体ではないから、直ちに憲法第20条(政教分離の原則)、同第89条(宗教団体への公金支出制限)に抵触するとはいえない。
- ・社会的許容限度を超えるものであるときは、民法第1条(公共の福祉・信義誠実の原則、権利濫用の禁止)、同第90条(公序良俗)に照らし、違法と評価すべきである。
- ・自治会は任意団体であるが、自治会そのものは同じ地域に二つあるものではなく、地元住民にとって、強制加入団体に準じる要素がある。
- ・以上のことから、自治会会員はそれぞれの価値観を持ち、信仰についても一人一人様々であることが前提となる。
- ・神社への支出(氏子会費)も、宗教上の行為への参加を強制するものであると認められる。
- ・神社への支出は信教の自由を侵害するものとして、民法の趣旨に照らして違法な行為である。

Q9 トラブルを市で解決してもらいたいのですが、市では自治会・町内会の指導はできないのですか？

戦前には区市町村の下部組織とされていた時期もありましたが、現在、自治会・町内会は自立した任意組織という位置づけです。

自治会・町内会は、地域住民の方々が自主的・自立的に組織した任意組織であり、法律により設置義務のある組織ではありませんが、私たちの生活に一番身近な住民組織となっています。

これらのことから、市では、自治会・町内会と事務委託契約を結ぶなど、住民と行政との協働により、お互いに対等な立場でよりよい地域づくりを行っています。

また、市が自治会・町内会の運営や活動等にまで立ち入って指導することは、活動の自主性や自立性を阻害することになりますので、団体内のトラブルについては、内部で十分協議し、解決してください。

Q10 活動での困りごとは、どうしたらいいですか？

区役所では、弁護士相談を開催しています。詳しいことは、区民生活課へお問い合わせください。西区区民生活課 TEL025-264-7211

【相談内容】

暮らしの中で起きる法律上の問題でお困りの方に弁護士による法律相談を行っています。予約制ですのであらかじめ電話で各会場へお申し込みください。相談は、一人30分以内の面談で、同じ案件では一回限りです。

【相談日程】第2・4木曜日 午後1時15分から午後4時15分（祝日、年末年始を除く）

Q11 事務量が多くて困っています。何かいい方法はありませんか？

自治会・町内会によっては、会長が全ての業務を行うということではなく、役員で分担して対応しているところもあります。

また、専任ということではなく、週の何日かに数時間程度のような形で、有償で事務局員を雇っている自治会・町内会もあるようです。

【市やその他団体との関係について】

Q12 完全任意な組織といいながら、なぜ市は、決算書の提出を求めるのですか？

自治会・町内会は市の補助的下部組織ではなく自立した任意組織であり、行政の関与は最小限に留めるべきですが、昨今の公金支出に対する透明性確保の意識の高まりから、自治会・町内会事務委託の履行の確認書類として決算書の提出をお願いしています。

※自治会・町内会の総会が終わりましたら、決算書の提出をお願いします。

Q13 自治会・町内会事務委託とはどのようなものですか？

市では、全市にかかる情報は広報紙の「市報にいがた」やテレビなど、各区にかかる情報は広報紙の「区だより」などにより広報しています。

しかし、防災に関するお知らせや工事のお知らせなど、緊急性・重要性のある情報もあることから、自治会・町内会と市の間で「自治会・町内会事務委託」の契約を結び、この契約に基づき各事業所管課から自治会・町内会に文書の回覧・各戸配布・掲示等や、調査事務、行政への協力をお願いします。

Q14 回覧文書が多くて困っています。

自治会・町内会と市とは自治会事務委託契約を結んでおり、その業務の一つとして文書を回覧・配布していただく行政連絡事務をお願いしています。そのことから、自治会・町内会には市の様々な部署から回覧文書等の依頼が届きます。

主に、毎月の1日と15日を基準日として、回覧を行っていただくようお願いします。

市では、同様の声を聞いていることから、広報手段として回覧・配布の安易な依頼をしないなど、自治会・町内会に負担をかけないように努めていきます。

Q15 会長が変更になった場合の手続きについて教えてください。

会長が変更になった場合、各種変更届けが必要です。詳しくは各区担当課へお問い合わせください。また、会長職の引き継ぎについても遺漏のないよう円滑に行ってください。

※変更手続きについては、15ページ「自治会長・町内会長 変更の手続きについて」をご参照ください。

＜必要手続＞

提出書類	担当課	備考
自治会等設立・解散・変更届	地域課 ※	
口座振替申込書	地域課	通帳の写しを添付
告示事項変更届	地域課	認可地縁団体の場合、議事録を添付
公園愛護代表者変更届	建設課	自治会・町内会長が公園愛護代表者を兼任している場合
集団資源回収登録事項変更・廃止届	区民生活課	集団資源回収の登録をしている場合
ごみ出し支援事業登録事項変更・廃止届	区民生活課	ごみ出し支援事業の登録をしている場合
自主防災組織代表者変更届	総務課 ※	自主防災組織を結成している場合

※自治会長が自主防災組織代表者を兼ねており、それぞれの代表者が変更になる場合は、自治会等変更届を地域課に提出する際にお伝えいただければ、総務課への別途提出は不要です。

Q16 市に提出する補助金申請の書類が多くて困っています。

平成27年度より事務委託と補助金等の振替口座が同一である場合、「口座振替申込書（兼受領委任状）」をご提出いただければ、登録内容に変更がない限り、補助金等への口座振替申込書の添付を不要とする取り組みを開始しました。

書類提出にお手数をお掛けしていますが、公金支出の客観性や透明性確保のため、ご協力をお願いします。

Q17 地域コミュニティ協議会との関係について、どのように住民に説明すればいいですか？

自治会・町内会が、身近な人と助け合い、協力し合う住民組織であるのに対し、地域コミュニティ協議会は、概ね小学校区単位で組織され、より広域にわたる地域課題に取り組んでいます。

地域コミュニティ協議会の構成団体として自治会・町内会が入り、上下関係で結ばれたものではなく、活動を進めるうえでの中心的な役割を果たしています。自治会・町内会が、地域コミュニティ協議会に加入していると、他の団体（PTA、民生・児童委員、NPO など）と繋がりを持ち、協力し合うことができます。

※地域課題の解決や地域交流に取り組む際には、課題や目的に応じて、自治会・町内会と地域コミュニティ協議会のどちらで活動したほうがより機能的・効果的に対応できるか、検討していく必要があります。

（参考）＜地域コミュニティ協議会の活動例＞

（地域におけるまちづくりの推進）

- ・区自治協議会への参画（委員の選出、課題の共有や検討）
- ・地域福祉計画の策定への参画
- ・「地域の茶の間」の開催
- ・まちのイラストマップの作成、まち歩きイベントの計画・実施

（地域住民の生活の充実）

- ・多世代交流会の開催、高齢者向け「ごみ出し支援」や「見守り活動」の実施
- ・防犯パトロールの組織・運営、総合防災訓練の実施
- ・子育て支援スペースの運営、あいさつ・声かけ運動の推進
- ・地域のまつり・イベント、スポーツ大会・運動会、文化祭・発表会の企画

（公共施設等の維持管理・運営）

- ・花いっぱい運動の実施、一斉除草作業の呼びかけ
- ・水路改修の計画づくり、緑地利用のルールづくり
- ・コミュニティセンター・コミュニティハウスの指定管理受託

Q18 市からの依頼のほかに、自治会・町内会に依頼されるものとして、どんなものがありますか？

自治会・町内会は、地域住民にとって一番身近な組織であることから、下記のような業務等について依頼があるようですが、この他にもさまざまな団体等から依頼があるようです。

団体名	依頼内容
地域コミュニティ協議会	広報紙の回覧、事業の案内等
新潟市社会福祉協議会	広報紙の回覧、事業の案内、会費のとりまとめ等
新潟県共同募金会新潟市共同募金委員会	助成の案内、募金のとりまとめ等
日本赤十字社新潟県支部	活動主旨の案内、活動資金のとりまとめ等
新潟県保護観察協会	会員募集、会費のとりまとめ、広報紙の回覧等
新潟県防犯協会	会費のとりまとめ、防犯ブザーの配布等
小学校・中学校	学校だより、地域教育コーディネーターだより等
西消防署	消防関係広報紙の配布

※あくまで一例です。

Q19 ゴミ出しや除雪、買い物、電球交換など、日常生活のちょっとした困りごとを抱えている人がいます。地域で支援したいがどうしたらよいですか？また、地域の茶の間を立ち上げたいがどうしたらよいですか？

身近な地域での支え合いの輪が徐々に広がってきています。

市から委託された「支え合いのしくみづくり推進員」にご相談ください。

地域内で支え合うしくみづくりについて、他地域の事例紹介や助言、自治会内での意見交換のお手伝いなど、一緒に考えていきます。



地域の担い手を増やしたい！

その1 活動の洗い出しによる負担の軽減、カレンダー制作による関心度向上

令和元年度に西区自治協議会で「地域の担い手育成（自治会、児童・民生委員）等」を目的に、NPO法人まちづくり学校とともに“自治会を対象とした地域活動の見直しのきっかけとする研修会”や“モデル自治会で地域活動への関心や認知度を高める自治会の活動をまとめたカレンダーづくり”に取り組みました。

本項では、活動の見直しやカレンダーづくりの手順をご紹介します。

年間事業計画作成のタイミングで活動を知らせるカレンダーづくりを行い、負担軽減や参加を促す視点で現在の活動を見直してみたいはいかがでしょうか。

活動見直し

活動の洗い出し （見える化）

役員一人ひとりの活動の量（日時、所要時間）を書き出し、まとめて全体の量を把握します。活動を「見える化」することで、活動の集中や重複、負担の多さなどが見つけやすく見直しやすくなります。また、活動ごとに実施内容や作業内容、参加者の感想、申し送り事項などをまとめた文書を作成するとより考えやすくなり、引き継ぎ書としても使えます。

活動の見直し （統合等）

洗い出しをもとに、活動の統合や縮小、分散、廃止など見直し案を考えます。自治会の事業同士の統合、地区内の他団体の活動と統合、近隣自治会と共催など手法は様々です。

例）防災訓練と運動会を同時開催、敬老会と趣味の作品展を合同開催、メンバーが重なる会議は同じ日に時間を連続させて開催

年間事業計画作成

見直した案をもとに、年間事業計画を組み立てます。地域住民へのお知らせ方法としてカレンダーを作ってはいかがでしょうか。



カレンダーづくり

掲載内容、 デザインの検討

カレンダーづくりを通じて目指すこと（ねらい）や掲載する内容を整理します。その後、デザインや掲載写真の収集、レイアウトの検討を行います。

原稿作成等

原稿を作成し、印刷して配布します。

～ モデル自治会のみなさんのお声 ～



- ・ 各世帯に配布することで、自治会やその活動が身近に感じられ、自治会への関心をもってもらえるようになったのではないかな。
- ・ イベントや旅行の様子を掲載し、参加したくなるような「楽しさ」が伝わるよう作成した。
- ・ 活動の様子の写真や感想を交えた報告を回覧することで、次年度の参加に繋がるかもしれない。

図：モデル自治会のカレンダー

町内のお役立ちマップ、緊急連絡先、楽しそうな自治会行事の写真が掲載されています

その2 担い手不足解消や担い手育成等のヒント

令和2年度に西区自治協議会で「地域の担い手不足解消や担い手育成」に向けて、委員の所属団体や地域の現状や課題、そして解消のヒントとなる事例を共有しました。

本項では、事例の一部をご紹介します。参考になる事例がありましたらぜひ取り入れてみてください。

自治会の事例

- ・ 30代、40代の若手や中堅層が主体となった活動を進めている。予算を各事業等に分配し、活動場所（部屋）の確保も支援している。自主的に活動できるよう支援している。活動メンバーのうち数人が班長となり、積極的な意見を述べており、次代のリーダーが育っている。
- ・ 役員の仕事を分散化して、負担を軽減している。
- ・ エリアを決めて輪番にすることで、多くの方が最初は「仕方なく」担う。けれど関わってみないとわからないことも多く、自治会活動や地域活動に理解ができてくる。理解者が増えることで、またその次の自治会長はやりやすくなり、地域のことを考える住民が増えてくることになる。
- ・ 行事に参加し、班活動も一生懸命な方に機会のある度に話しかけている。時期が来た時に快く了承していただいたケースが3、4件ある。
- ・ ある程度、有償としてお手伝い、協力を呼びかけ（強制でない気軽さで）
- ・ 家族で楽しみながら、結果として地域のためとなっている自治会を理解していただける様な取り組みを企画（家族とともに地域の危険箇所発見ゲーム、ごみ拾い競争、ラジオ体操防災訓練）



地域コミュニティ協議会の事例

- ・ イベントなどの参加を通じて理解を深めてもらい、最終的に役員になってもらう。
- ・ 世代を超えて誰もが参加できるような活動を模索し、参加してもらうことや、広報紙、その他の情報発信をすることで、たくさんの住民に活動を知ってもらう。理解と協力をしてくれる方がどんどん出てくると、その中から次世代に担い手が見えてくる。
- ・ 声掛けや口コミも大事。「人から人につながることは、地道だが本当はそれが一番大事なことと感じる。そして、世代交代を考える時、たよりや回覧板にプラスしてSNSの活用、ホームページやLINEなどは必要なツールだと思う。

その他の団体の事例

- ・ 地域の茶の間運営団体の場合、1人の代表者がすべてやるのではなく、代表者、会計担当、渉外担当、広報担当の役割分担をする。運営については3～5名程度でチームになって皆で話し合い、代表者の負担感を減らしている。
- ・ 担い手となりうる方に事業やプログラムの一部を任せてみる。「やりたい」ということをやらせてみる。
- ・ 現在は行っていないが、SNSを活用し、情報をオープンにして交換することで次世代の意欲を育てるといいと思う。